

○本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付要綱

令和2年3月25日

告示第33号

改正 令和2年4月10日告示第57号

令和5年3月28日告示第23号

令和6年9月2日告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で新たに多世代で同居又は近居することを促進することにより、将来にわたる定住人口対策を講じながら、市内における子育て環境の向上や高齢者見守り体制の充実を図り、活気あるまちづくりを行うため、市内に住宅を新規取得又は増改築を行う者に対し、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代とは、祖父母(祖父母のどちらか一方、曾祖父母又は曾祖父母のどちらか一方の場合を含む。)、父母(どちらか一方の場合を含む。)及び子(奨励金の交付申請時において妊娠中の子を含む。)の三世代以上のことをいう。なお、市又は福島県からパートナーシップに関する証明書の発行を受けている場合を含む。
- (2) 同居とは、祖父母、父母又は子が住所変更を行い、祖父母、父母又は子が新規取得又は増改築した住宅に、祖父母、父母及び子が多世代で居住することをいう。
- (3) 近居とは、祖父母、父母又は子が住所変更を行い、祖父母、父母又は子が新規取得又は増改築して居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離が概ね2キロメートル以内にあることをいう。ただし、当該各住宅の所在地が市内にある場合に限る。
- (4) 新規取得とは、新たに多世代で同居又は近居するために、市内に住宅を新築又は購入することをいう。
- (5) 増改築とは、新たに多世代で同居又は近居するために市内の既存住宅の延べ面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造することをいう。ただし、人の居住の用に供する専用の台所、浴室、便所等の大規模改修工事は、増改築とみなす。
- (6) 新たに多世代で同居又は近居することとは、新規取得又は増改築に伴い、新たに世代数が増加すること又は前条に規定する趣旨に合致する多世代での居住であると市長が認めることをいう。
- (7) 住宅とは、人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、便所及び玄関を有しているものをいう。

(8) 中古住宅とは、過去に人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。

(奨励金の交付対象住宅)

第3条 奨励金の交付対象住宅は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新規取得した住宅又は増改築工事を完了した住宅(以下「交付対象住宅」という。)とする。なお、本市への定住を目的として、市外において多世代で同居していた世帯等(構成員に市又は福島県からパートナーシップに関する証明書の発行を受けている者がいる場合を含む。以下同じ。)又は賃貸借契約に基づく住宅に多世代で同居していた世帯等が、市内に住宅を新築又は購入する場合にあっては、新規取得したものとみなし、1件の申請につき、新たに近居するために新規取得する住宅が2戸以上となる場合にあっては、いずれか1戸を交付対象住宅とする。ただし、次の各号に掲げる住宅を除く。

- (1) 主たる住居でないもの。
- (2) 中古住宅を贈与又は相続により新規取得したもの。
- (3) 既に市内において自らが所有する住宅に多世代で同居していた世帯等にあっては、居住する世帯等の構成員に変更なく当該住宅の建替え又は増改築を行ったもの。
- (4) その他市長が定めるもの。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、前条に規定する交付対象住宅を新規取得又は増改築した者で、次の各号の全てに該当する者(以下「交付対象者」という。)とする。

- (1) 交付対象者及び交付対象者と同居又は近居する世帯等の構成員(以下「対象世帯等の構成員」という。)であって、同居又は近居する住宅の所在地に住民登録し、かつ、現に居住していること。
- (2) 対象世帯等の構成員に、市税等の滞納がないこと。
- (3) 奨励金交付後、10年以上継続して多世代で同居又は近居する意思があること。
- (4) 対象世帯等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)がいないこと。
- (5) 対象世帯等の構成員が、過去にこの告示に基づく奨励金の交付を受けていないこと。ただし、新たに申請しようとする者が、過去にこの告示に基づく奨励金の交付を受けた対象世帯等の構成員に含まれていない場合はこの限りではない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金は毎年度予算の範囲内で交付するものとし、奨励金の額は、次の各号の合計額とする。ただし、合計額に10分の9を乗じて得た額を現金、10分の1を乗じて得た額を本宮商品券により交付するものとする。

- (1) 交付基本額  
1申請当たり30万円とする。
- (2) 市内事業者加算額

市内事業者と契約して住宅の新規取得又は増改築を行った場合は、前号の規定による交付基本額に10万円を加算する。

(3) 空き家バンク登録物件取得加算額

もとみや空き家バンク実施要綱(令和元年本宮市告示第84号)第8条の規定に基づく利用申込みを行い中古住宅を新規取得した場合は、第1号の規定による交付基本額に10万円を加算する。

(奨励金の交付申請)

第6条 交付対象者は、奨励金を受けようとするときは、令和8年3月31日までに本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条に規定する交付対象者が複数人となる場合又は交付対象住宅の所有者と申請者が異なる場合若しくはその両方に該当する場合は、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金に関する同意書(様式第4号)により、申請者以外の交付対象者又は交付対象住宅の所有者若しくはその両方からの同意を得たうえで、1人を代表者として申請するものとする。

(1) 住民登録及び市税等納付状況確認同意書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金に関する同意書(様式第4号)

(4) 住宅の新規取得及び増改築に係る契約書等又は契約の内容が確認できる書類の写し

(5) 住宅の平面図(増改築の場合のみ)

(6) 各住宅の位置と住宅間の距離が分かる地図等(近居の場合のみ。距離と縮尺を記載すること)

(7) 新規取得の場合は、交付対象住宅に係る全部事項証明書(発行日から1月以内のもの)の写し又は交付対象住宅が交付申請者名義の住宅であること、かつ、建築が完了したことを証明する書類

(8) 増改築の場合は、工事が完了したことを証明する書類

(9) 子を妊娠中の場合は、母子健康手帳(保護者の氏名が確認できるページ)の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該奨励金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付又は不交付を決定したときは、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第3項の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定の通知日から20日以内に本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消す場合は、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金がすでに交付されているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は前項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金返還請求書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年4月10日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月28日告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行し、改正後の本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)附則第2項の規定は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得した住宅又は増改築工事を完了した住宅については、改正後の要綱第3条に規定する交付対象住宅とみなし、同条の規定を適用する。

3 前項の規定による交付対象住宅については、改正後の要綱第6条中「令和8年3月

31日まで」とあるのは「令和5年9月30日まで」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則(令和6年9月2日告示第109号)

この告示は、公布の日から施行する。